

別紙14

大船渡市民文化会館・市立図書館空調・衛生設備保守点検業務仕様書

1. 業務の概要

大船渡市民文化会館・市立図書館の空気調和設備及び衛生設備の保守点検、清掃等を実施することにより、当該設備を優良な状態で維持する。

2. 業務の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

3. 業務の実施場所

大船渡市盛町字下館下18番地1 大船渡市民文化会館・市立図書館

4. 業務の内容

(1) 法令上・機器性質上必要な項目

吸収式冷温水機（ばい煙量）

ばい煙量測定作業 2回

対象機器：吸収式冷温水機 1台

測定報告書提出を含む

空気調和設備機器（加湿装置他）

加湿装置点検・清掃作業費（1回/年）

対象機器：灯油エアコン（2台）、空調機（5台）

ドレンパン点検・清掃作業費（1回/年）

対象機器：灯油エアコン（2台）、空調機（5台）

吸収式冷温水機・冷却塔

冷房前切替点検整備費（1回/年）

冷房シーズン中巡回点検費（1回/年）

暖房前切替点検整備費（1回/年）

冷却水系水室開放清掃作業費（1回/年）

※1 上記には冷温水ポンプ、冷却水ポンプの状態点検費用を含む。

空調機

保守点検整備（1回/年）

AHU-1	AC2-232SEZ05-C	1台
AHU-2	AC2-172SEZ05-C	1台
AHU-3	FCV-171SEZ05-D	1台
AHU-4	FCV-81SEZ05-B	1台
AHU-5	FCV-71SEZ05-A	1台

本体点検、加湿器清掃、ドレンパン清掃、全熱交換器ローター清掃、Vベルト調整
エアコン室外機

保守点検整備（1回/年）

対象：19台

エンジン関係点検、室外機全般点検（基本消耗交換部品、故障時出張対応含む）

(2) 設備機能維持・環境保護上必要な項目

フィルター清掃

1) 空調機・全熱交換器・制気口

フィルター清掃・エレメント点検 1 回

対象機器：空調機×5 台

全熱交換器×3 4 台

制気口×5 台

制気口（厨房）×7 枚

※1 フィルターを洗浄した場合は予備品を取付け、洗浄品は次回の交換作業時に使用する。

※2 空調機はプレフィルターのみに対象とする。

2) エアコン室内機

サラネットフィルター清掃 1 回

対象機器：空冷エアコン6 台

高性能フィルター点検・交換 1 回

対象機器：空冷エアコン1 台、エアコン 100 台

※1 フィルターを洗浄した場合は予備品を取付け、洗浄品は次回の交換作業時に使用する。

冷却塔（薬注装置）

冷却水処理装置保守点検整備（1 回/年）

機器点検・薬剂量調整

複合冷却水処理薬剤（抗レジオネラ）90kg

ハイクリーン MR510

レジオネラ分析（冷却期間：4 回/年）

薬剤分析・調整（2 回/年）

(3) 設備の日常管理上必要な項目

蒸気ボイラ

保守点検（1 回/年）

本体点検、給水系統点検、送風機点検

安全装置点検、制御関係点検、水質確認

バーナー点検・清掃、燃焼関係測定 中央監視装置

保守点検（冷房切替時、暖房切替時 各 1 回）

s a v i c - n e t G 5 中央監視盤

A C P - 1 - 3 自動制御盤

A C P - 1 - 6 自動制御盤

A C P - 2 - 1 自動制御盤

A C P - 3 - 1 自動制御盤

自動制御設備機器

保守点検（冷房切替時、暖房切替時 各 1 回）

自動制御機器 1 式

盤類 1 式

室外機

保守点検整備（1回/年）

対象：19台

エンジン関係点検、室外機全般点検（基本消耗交換部品、故障時出張対応含む）

5. 仕様詳細

- (1) 点検業務に必要な養生費、消耗品雑材料費、運搬交通費、現場雑費、諸経費は、この契約に含むものとする。ただし交換用フィルター、エレメント等は含まないものとする。
- (2) 吸収式冷温水機・冷却塔については、機器故障時の緊急対応費は含むものとする。ただし、重故障の場合は、別途協議するものとする。
- (3) 次の設備については、不具合が生じた際、実費にて臨時に対応するものとする。空冷ヒートポンプエアコンEHP-1・EHP-2（室外機2台、室内機7台）

ポンプ類 CHP-1 冷温水ポンプ
 CDP-1 冷却水ポンプ
 OGP-1 オイルポンプ
 WP-1 給水ポンプユニット（空調用）
 PW-1 給水ポンプ

送風機類 片吸込シロッコファン【1.5kw】
 片吸込シロッコファン【3.7kw】
 消音BOX付シロッコファン【1.5kw 厨房排気用】
 消音BOX付シロッコファン【1.5kw】
 排煙機【11kw】
 排煙機【45kw】

- (4) 受託者は法定点検を含む各種点検・保守作業を記録し、委託者に提出するものとする。
- (5) この仕様書に定める点検時期については、委託者と受託者の協議により、業務期間中において定めるものとする。
- (6) この仕様書に記載のない事項については、協議により定めるものとする。

以上